

改正

平成17年7月1日

江別市中高層建築物紛争調整委員会設置要綱

(設置)

第1条 江別市中高層建築物の建築に関する指導要綱（平成3年3月30日市長決裁）第11条第1項の規定による紛争の調整に関し、市長が意見を求めるため、江別市中高層建築物紛争調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、紛争の調整に関し、市長の意見の求めに応じ、必要な事項を調査審議し、市長に対し意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以内をもって組織する。

2 委員は、法律、建築等の分野に関し優れた知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任することを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上の出席者がなければ、開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の合意による。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部建築指導課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月1日）

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。